

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八幡浜市は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシーなどの権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適正な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

愛媛県八幡浜市長

公表日

令和7年7月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	<p>介護保険法(平成9年法律第123号)等の規定に基づき、介護保険の被保険者資格、保険料賦課・徴収、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ②第1号、第2号被保険者の被保険者証等交付、再交付申請等の申請 ③保険料賦課、特別徴収額の通知 ④保険料の減免、徴収猶予等の申請 ⑤保険料滞納者に係る支払い方法の変更 ⑥要介護認定、要支援認定の申請、認定決定 ⑦介護保険(介護予防)居宅介護福祉用具購入費支給申請、支給決定 介護保険(介護予防)居宅介護住宅改修費支給申請、支給決定 ⑧居宅(介護予防)サービス計画作成依頼(変更)届出 ⑨負担限度額認定や各種減免認定の申請、認定書の交付 ⑩高額介護(介護予防)サービス費支給申請、支給決定 高額医療合算介護(介護予防)サービス費支給申請、支給決定</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、八幡浜市は介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。</p>
③システムの名称	1. 介護保険システム 2. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) 3. 中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名

1. 資格ファイル
2. 認定ファイル
3. 受給ファイル
4. 給付ファイル
5. 賦課ファイル
6. 収滞納ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表100の項
--------	-------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 131、132、の項	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民福祉部保健センター
②所属長の役職名	所長

6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒796-8501 愛媛県八幡浜市北浜一丁目1番1号 八幡浜市役所 総務企画部 総務課 行政係 TEL 0894-22-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒796-0010 愛媛県八幡浜市松柏乙1101 八幡浜市役所 市民福祉部 保健センター 介護保険係・介護認定係 TEL 0894-24-6628
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は氏名・生年月日・住所の3情報による照会を行うことを厳守している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月20日	I 5②所属長	保健センター所長 大本 孝志	保健センター所長	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体)
平成29年4月20日	I 8連絡先	〒796-0021 愛媛県八幡浜市松栢乙1101 八幡浜市役所 市民福祉部 保健センター 介	〒796-0010 愛媛県八幡浜市松栢乙1101 八幡浜市役所 市民福祉部 保健センター 介	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体)
平成29年4月20日	II 1対象人数	平成26年12月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年4月20日	II 2取扱者数	平成26年12月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	I 5②所属長	保健センター所長	所長	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体)
令和1年6月28日	II 1対象人数	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	II 2取扱者数	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年6月1日	I 3法令上の根拠	別表第一省令第50条第1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11号、第2項	別表第一省令第50条	事後	しきい値判断の結果に影響しない変更事項
令和2年6月1日	I 8連絡先	TEL 0894-24-6626	TEL 0894-24-6628	事後	しきい値判断の結果に該当しない変更事項
令和2年6月1日	II 1対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年6月1日	II 2取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年6月21日	I 4②法令上の根拠	1. 番号法 第19条第7号	1. 番号法 第19条第8号	事後	しきい値判断の結果に影響しない変更事項
令和3年6月21日	II 1対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年6月21日	II 2取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和6年4月30日	II 1対象人数	令和3年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和6年4月30日	II 2取扱者数	令和3年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年7月31日	I 1②事務の概要	番号法の別表第二	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定	事後	しきい値判断の結果に影響しない変更事項
令和7年7月31日	I 3法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一 第68項、別表第一省令第50条	番号法第9条第1項、別表100の項	事後	しきい値判断の結果に影響しない変更事項
令和7年7月31日	I 4②法令上の根拠	1. 番号法 第19条第8号、別表第二 第93、94、95項 2. 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)等	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	しきい値判断の結果に影響しない変更事項
令和7年7月31日	II 1対象人数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年7月31日	II 2取扱者数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正